

産業厚生常任委員会報告

令和6年9月26日

ただ今から、産業厚生常任委員会の委員長報告を行います。

令和6年9月18日午前9時58分から美浜町議会全員協議会室で、委員7名及び議長の出席のもとに本委員会を開催し、9月2日に本委員会に付託されました議案4件と請願1件についての協議を行いました。

当日は説明のため町長、副町長、教育長、両統括幹、各課長及び会計管理者の出席を求め、職務執行のため議会事務局長を出席させました。

はじめに 議案の説明は、去る9月2日に行われた全員協議会において、理事者から詳細説明を受けておりますので ただちに質疑から入りました。

以下、本委員会で審査された経過と結果を報告します。

(1) 議案第68号 美浜町空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

は、民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）が施行され、相続財産管理制度が改正されたことに伴い、美浜町空家等の適正な管理に関する条例の一部を改正するというものであります。

民法の一部改正により、相続人不存在に係る相続財産の管理人の名称が変更されたことから、本条例において引用する名称を改正前の管理人から改正後は清算人に改正するというのが主な改正内容であります。

相続財産管理人は、相続財産の管理（保存行為）のみで、相続財産を処分する権限や役割はありませんが、相続財産清算人は、相続財産の管理・処分を行い、債権者・受遺者^{じゅいしや}への弁済、特別縁故者^{えんこしや}への財産分与、残余財産^{ざんよざいさん}の国庫帰属^{こっこきぞく}という手続きを行う役割と権限を有しています。

採決の結果、全員賛成をもって承認することに決しました。

次に

(2) 議案第69号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行による国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部改正に伴い、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されマイナンバーカードと一体となることから、美浜町国民健康保険条例の一部を改正するというものであります。

現行国民健康保険法第9条に定める被保険者証の交付及び返還に係る規定が削除されるため、引用条項の改正と被保険者証の返還に係る規定を削除する

というのが主な改正内容であります。

採決の結果、賛成多数をもって承認することに決しました。

次に

（３）議案第７０号 美浜町母子家庭等医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第４８号）の施行により、マイナンバーカードと健康保険証が一体となることに伴う関係規定の整備及び所要の改正を行うというものであります。

主な改正内容は、美浜町母子家庭等医療費の助成に関する条例の題名変更に伴う引用規定の整理、健康保険証の廃止を踏まえ、医療機関における受給資格の確認方法に関する規定の改正、医療費助成の申請期限が他の医療費助成制度と差異が生じていたことから、申請期限の統一を図るため、現行の６か月から２年に延長するというものであります。

また、健康保険証の廃止に伴い、福祉医療費の助成に関する事務において医療保険給付関係情報の情報連携が必要となることから、子ども医療費の助成に関する条例の規定による医療費の助成に関する事務などを追加し、幼児・児童インフルエンザ予防接種費の助成に関する事務など情報連携が不要な事務は削除します。

情報連携とは、情報提供ネットワークシステムを使用して他の行政機関、地方公共団体等が保有する利用特定個人情報情報を照会・提供することです。

採決の結果、全員賛成をもって承認することに決しました。

次に

（４）議案第７１号 町道路線の認定について

は、宅地分譲地整備に伴い、延長１２６メートルを金山１３号線の町道路線として認定したいというものであります。

採決の結果、全員賛成をもって承認することに決しました。

続いて、請願について、協議がなされました。

請願第 1 号 化学物質過敏症に関する請願について

はじめに、提出者である「カナリヤの会」代表の松井明彦^{あきひこ}氏から説明を受け、質疑に入りました。

質疑では、議会本会議で請願が採択された際には、採択された請願を町長に送付してもらいたいという提出者の意向を確認しています。

質疑終了後は、請願について協議を行い、委員会採決を行いました。

委員会採決の結果、「請願第 1 号 化学物質過敏症に関する請願について」は、全員賛成をもって採択することに決しました。

なお、議会本会議で採択された際には、採択した請願を町長に送付することになります。

上記のとおり審査を終了し、12時29分本委員会を閉会いたしました。
以上をもって、産業厚生常任委員会の委員長報告を終わります。